

質屋営業法
質屋営業法施行規則 が **改正** されました。



改正の内容

① ウェブサイトへの表示義務

令和6年4月1日施行

◎ 質屋は、その事業の規模が著しく小さい場合等（常時使用する従業者の数が5人以下である場合又は当該質屋が管理するウェブサイトを有していない場合）を除き、その氏名又は名称、許可をした公安委員会の名称及び許可証の番号を当該当該質屋が管理するウェブサイトに表示して公衆の閲覧に供することが義務付けられました。

※ **従業者の数が5人以下の場合、又はウェブサイト**を有していない場合には、ウェブサイトへの表示義務はありません。

② 物品を質に取る場合の質置主確認方法の追加

令和6年1月31日施行

質屋が物品を質に取ろうとするとき際の質置主の住所氏名等を確認する方法に

マイナンバーカードの提示を受ける方法が追加されました。